

WebEntrySystem 利用に関する特約

この WebEntrySystem 利用に関する特約(以下「本特約」という。)は、株式会社ジャックス(以下「JACCS」という。)が提供するインターネットを利用した成約前審査及びクレジット契約の申込等の取扱いの条件を定めることを目的とし、JACCS と加盟店との間のクレジット加盟店規約(以下、付随又は関連する特約を含めて「本規約」という。)の内容をなすものです。加盟店は、本特約の各条項が契約内容となることに同意します。

第1条 本特約の目的

本特約は JACCS の提供する WebEntrySystem(以下「本システム」という。)の取扱いが加盟店の正当な事業の遂行の為に活用され、加盟店と JACCS が相互に発展することを目的として締結する。

第2条 本システムの概要

- 1) 本システムは下記申込機能を有する。
 - ① WEB本申込機能:加盟店と顧客の売買契約又は役務提供契約(以下「原因契約」という。)が成約に至っていることを前提として、インターネットによってクレジット契約の申込を行い、本システム上に入力したデータに基づき契約書の生成を行える機能。なお、本機能は、加盟店の販売方法等によって利用できない場合がある。
 - ②WEB成約前審査機能:加盟店と顧客の原因契約の成約前にインターネットによってクレジット契約の審査の受付を行い、JACCS がその審査結果を加盟店に提供する機能。
なお、当該審査結果と、原因契約の成約時におけるクレジット契約の審査結果は、顧客の信用状況の変化、申込内容の変更等により、異なる場合があることを確認する。
- 2) 顧客が原因契約の成約前に JACCS に電話を架ける方法等によって成約前審査の申込みを行う場合についても、本特約の WEB成約前審査機能に関する定めに基づき取り扱うものとする。
- 3) 本システムは、本システム上にアップロードする方法により、加盟店から JACCS に書類等のデータを送信する機能を有する。
- 4) 上記機能のうち全部または一部を利用するかについては、加盟店と JACCS 間の協議により決定する。

第3条 WEB本申込機能の運用

- 1) WEB本申込機能は、加盟店と加盟店の顧客が対面(両者が現実に同一の場所にいること)でクレジット申込の審査を申込み場合に限り利用できるものとし、加盟店は、本機能を利用するにあたっては、事前に顧客に対して、JACCS が「第二書面」として指定する書面を交付しなければならない。
- 2) 加盟店は、本システムにログインし、原因契約の内容を入力するものとし、顧客は、クレジット契約に関する支払方法及び顧客情報の入力を行うものとする。顧客の入力欄について、顧客の事前の承諾により加盟店が代わりに入力することは妨げないが、個人情報の同意に関する操作、及び、契約内容の最終確認に関する操作は、必ず顧客自身が行うものとし、加盟店が代わりに操作できないものとする。
- 3) JACCS は、本機能を利用した顧客からの申込があった場合には、当該申込データの内容に基づき信用調査を行うものとする。
- 4) 特定商取引法に定める訪問販売に該当する場合には、加盟店は、本機能により申込を行った顧客に対し、別途 JACCS がマニュアル等において明示する申込と同時に表示される書面(データ)を、その場で印刷の上、直ちに顧客に交付しなければならないものとする。
- 5) 加盟店は、前項4)により印刷した書面のうち「契約書(正)」については、顧客による署名捺印の上、JACCS へ送付するものとする。

第4条 WEB成約前審査機能の運用

- 1) 加盟店の顧客がWEB成約前審査機能の利用を希望した場合は、加盟店は、別途 JACCS の定めるマニュアルの内容に従い、本機能の内容等を顧客に対して案内するものとする。
また、本機能の利用は顧客の意思に基づくものとし、上記マニュアルにおいて顧客自身が操作

ないし入力するものとして定められた事項については、顧客自身が操作ないし入力を行うものとする。

- 2) 顧客が入力したデータをインターネットを通じて JACCS が受信した場合、これを成約前審査の申込みとする。
- 3) JACCS は前項で成約前審査の申込みがなされた顧客について、当該申込データの内容に基づき信用調査を行うものとする。
- 4) 前項で JACCS の信用供与基準を満たした場合は、JACCS は加盟店または顧客に対し、成約前審査申込みに対する承諾としての通知を行うものとする。また、前項で JACCS の信用供与基準を満たさない場合は、JACCS は承諾できない旨の通知を加盟店に行うものとする。
- 5) WEB 成約前審査機能を利用する場合におけるクレジット契約の申込みについては、顧客が JACCS から交付されるクレジット申込書に署名押印の上、当該書面を JACCS に返送することにより申込みがなされるものとする。

第5条 ログインID・パスワードの管理責任

1) ログインID・パスワードの管理

加盟店は JACCS が付与したログインID・パスワード(本制度のログインに必要な一切の記号、番号等の情報を含む。以下同じ)の使用、管理について一切の責任を負うものとし、そのログインID・パスワードを用いてなされた一切の行為について、加盟店が行ったものとみなされることを承諾する。

2) 第三者利用の責任

ログインID・パスワードが第三者等に使用されたことによる損害は、加盟店の故意過失の有無にかかわらず、JACCS は一切責任を負わないものとする。

3) 損害賠償

加盟店はログインID・パスワードが使用されて顧客または JACCS 並びに第三者に対して損害を与えた場合、加盟店の責任においてその損害を賠償しなければならないものとする。

第6条 禁止される行為

加盟店は、本制度の取扱いに関して、次に該当する行為を行ってはならないものとし、当該禁止行為を行った場合には、本契約における禁止行為に関する一切の規定が適用されるものとする。なお、加盟店が次に該当する行為を行った場合、またはその疑いのある場合、JACCS は顧客に対する販売状況等を調査する間、加盟店に対する精算金の支払を停止できるものとする。また支払停止期間中の利息支払も免れるものとする。

1) 顧客の意思に基づかない申込み等

- ①顧客自身によって入力・操作等を行うものとして別途 JACCS がマニュアル等において指定する項目につき、加盟店が顧客の同意なく顧客に代わり入力・操作等を行うこと。
- ②加盟店が顧客に代わり入力画面上の同意チェック欄に同意チェックを入れること。
- ③本制度の申込みの対象となる加盟店と顧客の間の原因契約の交渉・商談において、顧客の購入意思及びクレジット契約の申込意思がまだ存在しない場合、または、加盟店と顧客の間において原因契約の対象の特定がない場合にもかかわらず、本制度を利用し、又は利用させること。

2) 虚偽申告または虚偽負担となる申込みまたは契約

- ①顧客等の住所、氏名、職業、電話番号、勤続年数、勤務先、収入、資産関係等 JACCS の行う信用調査の重要事項について虚偽または虚偽の疑いのあることを知りながら、その事実を直ちに JACCS に通知せず、顧客の JACCS に対する申込みを黙認すること。
- ②原因契約の交渉・商談の内容と申込みデータ記録の内容が相違すること、当該データ上の名義人となっている者以外に真実の申込者がいること、或いはそれらの疑いがあることを知りながら、その事実を直ちに JACCS に通知せず、顧客の JACCS に対する申込みを黙認すること。

3) 法令に抵触する行為等

- ①顧客を勧誘するに際し、景品表示法、不実告知や重要事実不告知など特定商取引に関する法律または消費者契約法等に規定される不適切な勧誘方法を使って本制度を利用させること。
- ②顧客の個人情報の取扱いに於いて、個人情報の保護に関する法律もしくは加盟店に適用される所管

- 省庁ガイドラインまたは加盟店とJACCS間の取り決めに反すること。
- ③公序良俗または特定商取引法を含む関係諸法令に違反すること。
 - ④監督官庁より改善・是正指導、勧告、行政処分等を受けるような行為をすること。
 - ⑤特定商取引法に定める訪問販売に関し、WEB本申込機能を利用した場合に、第3条4項の定めに従い、書面等の即時交付を行わないこと。
 - ⑥加盟店が加盟店以外の第三者に本システムを利用させること、及び、加盟店が加盟店以外の第三者に付与されたログインID・パスワードを使用して本システムを利用すること
 - ⑦上記のほか、本特約に定める事項に違反する一切の行為。

第7条 審査結果の有効期間

- 1) 本制度の審査結果の有効期間は、別途定めるものとする。
- 2) 前項の有効期間内であっても、WEB成約前審査受付時の申込金、勤務先などの変更又は顧客の信用状況に著しい変化があった場合は、当該WEB成約前審査に関する結果は無効とする。

第8条 免責事項

JACCSは、JACCSが必要と認める場合(本システムの維持、補修のため必要がある場合のほか、事故発生時等を含むが、これらの事由に限られない)には、その任意の判断により、システム利用者への予告を行うことなく、本システムの運用停止、休止または中断を行うことができるものとする。

JACCSは、上記の場合において加盟店及び他の第三者に生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負わないものとする。

第9条 変更

JACCSは、本システムの機能追加等の合理的必要がある場合には、いつでも本特約に定める条項を変更ないし追加できるものとする。

本特約は、JACCSのホームページに掲載するものとし、JACCSが条項を変更ないし追加後加盟店がそれ以降に本システムの利用を継続したことをもって、加盟店は変更ないし追加後の条項の内容に同意したものと見なすものとする。

本特約の内容は、JACCSのホームページに掲載するものとし、JACCSが変更ないし追加後の条項をJACCSのホームページに掲載した場合には、加盟店がそれ以降に本システムの利用を継続したことをもって、加盟店は変更ないし追加後の条項の内容に同意したものと見なすものとする。

第10条 本特約の有効期間

- 1) 本特約の有効期間は、本規約の定めるところによるものとする。
- 2) 前項の規定にかかわらず、JACCSは、JACCSの都合により、いつでも、何らの通知または催告を要せず、本特約に基づくサービスの全部または一部を停止または終了させることができるものとする。

第11条 本契約の適用

本特約に定めなき事項は本契約等を適用するものとする。